

ハートフル うき

児童福祉週間



写真は昨年度のものです

子育てひろばは、市保健福祉センター内へ移転してから1年が経ちました。おかげさまで多くの方々に利用していただいています。これからも親子で楽しい時間を過ごせるような事業を実施するとともに、子育てについての悩み相談も受け付けています。
※詳細については、4ページをご覧ください。

事務局長就任挨拶

この度、4月1日付けで宇城市社会福祉協議会事務局長に就任させていただきました。

日頃より本会の事業推進につきましては、一方ならぬご理解とご協力をいただいておりますことに心よりお礼を申し上げます。

平成28年の熊本地震から4年が経過し少しずつ復興の兆しが見える中、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業の中止や開催の延期を余儀なくされ、市民の皆様には大変ご不自由をおかけしております。

また、今般の緊急事態宣言の発令により、より一層の感染リスクの低減を図る等の対策を本会においても講じているところでございますが、一日も早く終息することを心から願っております。

さて、本会では、地域が抱える様々な生活課題への対応や相談・支援体制の強化を各関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。しかしながら、今後少子高齢化を背景に一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など、高齢者人口の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも日常生活の支援を必要とする方が増えることが見込まれます。

本会においても「人と人がつながり、ともに支え合う地域づくり」を理念として、市民の皆様と共に、手を取りあい、より良い地域づくりを推進してまいり所存でございます。

どうぞ今後もなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます就任のご挨拶といたします。



成田 正博

令和2年 社会福祉法人宇城市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

本年度も住民参加による地域づくり「人と人がつながり、ともに支え合う地域」を目指し、地域における自立した生活を送ることや介護予防を目的に、生活支援体制整備事業や通いの場「いきいき百歳体操」、安心生活サポート事業、地区福祉会の推進、また、子育て家庭に対してファミリーサポートセンターや子育てひろば事業の更なる拡充を推進いたします。

さらに、4月1日から開設している総合相談センターでは、認知症高齢者や障がい者などの判断能力が不十分な方々などが安心して地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現のため、法人成年後見人等受任事業や地域福祉権利擁護事業、及び生活困窮者自立相談支援事業、また、新たな取り組みとして家計改善支援事業、アウトリーチ支援員等の充実による自立相談支援機能強化事業と併せて地域福祉の総合的な相談体制の充実に努めます。

平成28年度に発生した熊本地震から4年が経過しており、復旧から復興に移行し、着実に総合的な支援が進められている状況です。本会といたしましても、地域支え合いセンター事業として被災者の生活再建に加えて、地域のコミュニティ形成の支援を引き続き行ってまいります。

地域包括支援センターでは、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に事業を推進してまいります。『地域包括支援センターの運営』と『指定介護予防支援（予防プラン作成）』の必須事業に加え、社会保障充実分の事業にも取り組んでおり、引き続き『地域包括ケアシステムの推進のための中核機関』として事業を展開していきます。

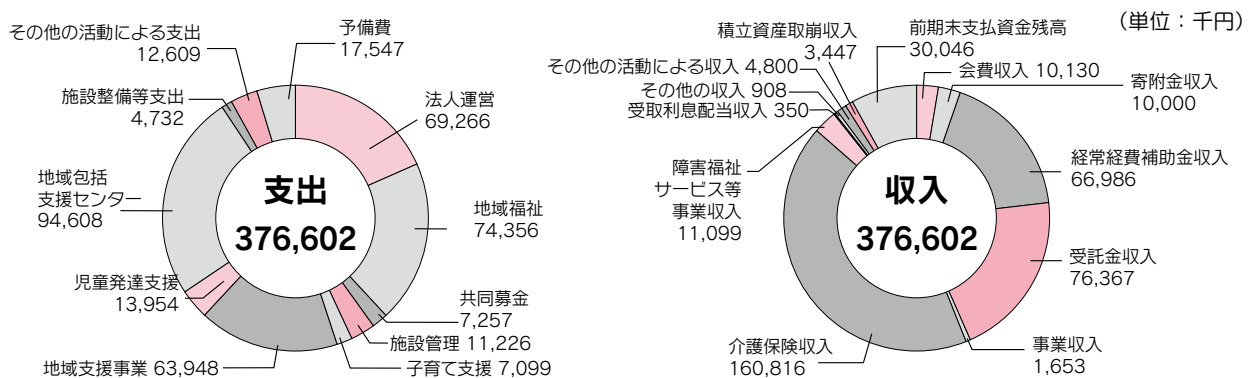
法人運営においては、事業運営の透明性の向上を図ることにより、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保、徹底することが益々重要視されています。本会においても、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を効率的かつ適正に行うため、職員の質の向上と経営基盤の強化を図り、行政、各機関との連携のもと、住民参加による地域福祉を推進し地域の多様な課題解決に取り組むことにより、市民から一層の信頼と支持を得られるよう努めます。

【重点目標】

この基本方針を達成するために、次の項目について特に重点目標として取り組みます。

- (1) 地域支え合いセンター事業による被災者生活再建支援と地域コミュニティ形成支援
- (2) 生活支援体制整備事業の推進
- (3) 地域づくりによる介護予防事業の推進
- (4) 安心生活サポート事業による地域支え合い活動の充実
- (5) 総合相談センターの設置及び運営
- (6) 多職種連携による地域包括ケアシステムの構築
- (7) 職員管理と経営基盤強化への取り組み

令和2年度 収支予算額 376,602,000円



主な事業

地域づくりを応援

地域住民の主体的な参加と協力により、ふれあいいきいきサロンや見守り活動を実施し、お互いが助け合い、支え合う地域を実現します。

- 校区・地区福祉会の推進
- 福祉座談会の開催
- 福祉出前講座
- 福祉会リーダー研修会
- 各種福祉団体への助成・支援
- いきいきサロンレクリエーション遊具の貸出し
- 生活支援体制整備事業

ボランティア活動を応援

ボランティア活動の窓口として様々な相談・指導・支援や各種ボランティア養成講座を開催します。

- ボランティアセンター事業
- 災害時ボランティア訓練
- ボランティア協力校への助成
- 夏休みワークキャンプ事業
- スマイルサポーターの養成
- 福祉入門教室
- 安心生活サポート事業協力会員養成
- ファミリーサポート事業援助会員養成
- ボランティアポイント制度

障がいのある人を応援

- 児童発達支援事業(あゆみの森)
- 障がい者福祉スポーツ大会

高齢者を支援

- 地域包括支援センターの運営
- 介護予防普及啓発事業
(かたろう会・男の体操・巡回型介護予防教室)
- 一日給食サービス事業
- 安心生活サポート事業
- 健康マージャン教室
- 地域づくり通いの場拠点整備事業(百歳体操)

子育てを応援

- ファミリーサポートセンター事業
- 子育てひろばの開設
- 子ども劇場の開催
- ひとり親世帯交流事業

みなさんのくらしを応援

- 法律相談
- 生活福祉資金貸付事業
- 地域福祉権利擁護事業
- 在宅介護者のつどい
- 福祉用具の貸出し(車いす)
- 法人成年後見人等受任事業
- 地域支え合いセンター事業(被災者復興支援)
- 生活困窮者自立相談支援事業(一部新規事業あり)
- 家計改善支援事業
- 総合相談センター事業

社協活動は、みなさんのあたたかい善意に支えられています

☎のついている事業は会費・寄附金を財源としています。
下線のついている事業は今年度からの新規事業です。

🍷のついている事業は共同募金配分金を財源としています。

地域の絆づくり

いきいき百歳体操 ～住み慣れた地域でいつまでも～

不知火町長崎地区福祉会(川崎誠会長)で、毎週火曜日午前9時30分より「いきいき百歳体操」が行われています。今回、最高齢者の二宮よしこさん(95歳)にインタビューをしました。

Q:元気の秘訣を教えてください。

A:野菜作りをすることです。畑も自分で耕しています。白菜や大根などを作っていて、漬け物を漬けて友達に配っています。

Q:今後の目標を教えてください。

A:友達と外に出掛けるのが、私のエネルギーになっています。いきいき百歳体操も開催当初から参加しているので、これからも変わらず頑張ります。



二宮よしこさん

通いの場(百歳体操)の説明会を随時行っています。お気軽にご相談ください。
 なお、通いの場(百歳体操)は市内64カ所で開催されています。
 ※現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を自粛しております。

問い合わせ 地域福祉課 TEL 32-1055

子育てひろば通信

～乳幼児(0～3歳くらい)と保護者が自由に楽しく遊べる空間～

5月開設カレンダー

※○ひろば開設予定日(午前10時～午後3時)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30



紡(つむぎ)ちゃん

保育園でも楽しく元気に遊びます。お友達たくさん作ってね!



蒼太(そうた)くん

いつも元気いっぱい走りまわる蒼ちゃんが大好きです。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、子育てひろばは5月6日まで閉所いたします。状況次第では、5月7日以降も閉所となる場合がありますのでご了承ください。開所日が決まりましたら本会ホームページ等でお知らせいたします。

また、5月のミニミニ講座、絵本の日、音楽あそび、製作あそびは中止いたします。

閉所期間中は、子育てに関する電話相談を保育士がお受けしますので、お気軽にご相談ください。相談時間は、月・水・金曜日午前10時～午後3時までです。

問い合わせ 子育てひろば TEL・FAX 27-5353 ★ 育児・悩み相談 随時受け付けています

認知症になっても安心して暮らせるまちづくり シリーズ①

★認知症とはどういうものか？

脳は、私たちのほとんどあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態をさします。

物忘れがひどい。
どうしたらいいの？



★どんな症状がでるの??

記憶障がい：新しい事柄が覚えられず、『約束などの用件を忘れる』『繰り返し同じことを話す』などがみられます。

見当識障がい：日時や曜日、季節がわからなくなります。病気が進行すると自分のいる場所や自分の周りの人が誰かわからなくなります。

実行機能障がい：お金の使い方が理解できず、お札の使用が増え、小銭がたまるなどがあります。

家のお父さん、
もしかしたら
認知症かな？

病院で認知症をみてもら
いたいけど、嫌がって
行ってくれないわ。



このような症状がある方は、**地域包括支援センターへご相談ください。**

「いつまでもわが家で暮らしたいを支える」シリーズ⑩

今月は、松橋町にある「宇城総合病院」の医療ソーシャルワーカーの石井 謙生いしい けんせいさんです。

～地域全体で支える支援の在り方～

病気やけがをしたとき、入院したとき、不安になった経験はありませんか？

どこの、誰に相談すればいいかわからなかったことはありませんか？

そのような、心理的不安や生活上の課題、病院内の誰に相談していいかわからないことに対して、福祉の専門的な立場から問題を解決したり、院内の担当者や専門機関につないだりすることが私たち医療ソーシャルワーカー（以下MSW）の役割です。

私たちMSWの支援の基本は、『患者さん自身の意思を第一に考えること』です。それも、その場しのぎの一時的な支援とならないように“過去～現在～未来”を見据えた支援を心掛けています。また、患者さんの意向を叶えるために、地域の環境や家族の状況など全体をみて支援を行います。しかし、厳しい現実もあり、問題が多様化していることで、「一家族」「一組織」だけでの支援で完結させる事が難しくなっています。そのため、MSWの関わり方も患者さんだけを見て進めるのではなく、関わる家族、介護保険事業所、行政、地域の力、みんなの力を結集して地域全体で患者さんを支える体制を作る必要があります。

私も地域の医療介護支援チームの一員として、一人一人の意向を実現するための努力をしていきたいと思えます。



プロフィール：石井 謙生
宇城総合病院
連携支援課 課長 MSW
趣味：映画鑑賞・魚釣り

記事全文を社協ホームページ(<https://www.shakyou-uki.jp/>)に掲載しております。
「在宅医療介護」のバナーをクリック→「いつまでもわが家で暮らしたいを支える」

問い合わせ：地域包括支援センター TEL 25-2015

～赤十字は思いをかたちにして活動しています～

5月1日から日本赤十字活動資金の募集が始まります。期間中に、行政区長を通じて活動資金の募集のため、訪問をさせていただくことがあります。ご理解、ご協力をお願いします。また、皆様から頂いた会費から、災害が発生した際には救護・復興支援などを行っています。

【日本赤十字社の主な活動】

国内災害救護、国際活動、救急法などの講習会、赤十字ボランティア、青少年赤十字 等

【募集期間】 5月1日(金)～7月31日(金)

【会費額(年額)】 ●一般会員…500円以上 ●特別会員…2,000円以上 ※強制ではありません
※年間2,000円以上納入し、合計が20,000円を超えた際に表彰される制度があります。

【問い合わせ】 日本赤十字社熊本県支部宇城市地区 TEL 32-1316

令和2年度共同募金配分申請（令和3年度事業）の募集を受付けます

「施設」	「団体」
民間福祉施設、保育所(認可外保育所含む)	民間福祉団体、小規模作業所及びNPO・ボランティア団体など
配分対象: ①社会福祉法人である施設 (ただし、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人保健施設は原則対象外) ②保育所(認可外保育所含む) 対象経費: ①施設備品の老朽化、破損等により緊急に修理及び購入を必要とするもの(備品整備) ②施設利用者送迎用の車両の老朽化等による車両購入(車両整備) 配分率: 事業費総額の4分の3以内 配分限度額: 200万円以内	配分対象: ① 県域を対象とする社会福祉団体及び更生保護団体 ② 障がい者の自立支援を実施している小規模作業所 ③ 社会福祉事業活動を実施しているNPO・ボランティア団体 対象経費: 人件費等の経常経費を除く事業費及び備品整備費 配分限度額: 50万円以内 「養護施設」 就職支度金: 対象児童1人につき50万円 運転免許取得助成金: 対象児童1人につき5万円 全国共通配分テーマ 【地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～】に沿った社会的孤立の解消に向けた活動や事業に対して募集を行います。 配分対象: 福祉団体・NPO法人・ボランティア団体など (例) 生活困窮者世帯の見守り活動、ホームレス支援活動、歳末見守り活動など 配分限度額: 50万円以内

共同募金受配表示: 車両や備品等の文字入れ経費を含めて、総事業費を算出してください。

募集期間: 令和2年5月29日(金)まで

配分決定: 令和3年3月末〔県共募の配分委員会で審査、役員会において配分決定〕

事業実施年度: 令和3年度〔令和3年4月から令和4年3月までの事業〕

※申請書類は熊本県共同募金会ホームページからもダウンロード出来ます。(http://www.akaihane-kumamoto.jp/)

問い合わせ: 宇城市共同募金委員会 TEL 32-1316 FAX 32-0327



赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございました

令和元年10月1日から令和2年3月31日までの赤い羽根共同募金運動では、市民の皆さまの温かいご支援とご協力により、9,183,454円が集まりました。集まりました募金は、熊本県共同募金会に送金し、県内の福祉施設や福祉団体へ配分されます。宇城市社協への配分金は、市内の地域福祉活動やボランティア等の活動支援などに活用されています。ありがとうございました。

募金種別	募金額(円)
戸別募金	7,867,700
街頭募金	268,100
学校募金	244,309
職域募金	560,262
イベント募金	86,794
その他募金	156,289
合計	9,183,454

寄附お礼

次の方々よりご寄附をいただきました。

(令和2年3月16日)

令和2年4月15日受付分

香典返し寄附

ご遺族の方々にご心より哀悼の意を表し、故人のご冥福を謹んでお祈り申し上げます。

三角町

寄附者	故人名	行政区
松上 昇 様	柿迫ハツミ様	新 地
春日 淑恵様	春日 正仁様	西港二区
沖田 康義様	沖田紀美子様	大田尾
矢元 信洋様	矢元 邦子様	東港四区
松下 慶子様	松下 靖 様	有働団地

不知火町

寄附者	故人名	行政区
村上 和子様	村上 重義様	塚原南
上野 安博様	上野 安則様	塚原南

松橋町

寄附者	故人名	行政区
杉田マツ子様	杉田 利行様	曲野南
中村ひとみ様	中村タツ子様	内 田
前村由美子様	前村 昭夫様	3 区
泉 久江様	泉 博雄様	古保山
小川ハルミ様	小川 俊昭様	両仲間南
前田ナミエ様	前田 利一様	島
中田 昭子様	中田 勇一様	内 田
豊永百合子様	豊永 克典様	内 田

小川町

寄附者	故人名	行政区
上野 浩一様	上野キミ子様	川 尻
上村 勲太様	上村ミチ子様	上住吉
高藤 敬二様	高藤 照 様	弦 巻
磯崎 明 様	磯崎 誠子様	新 川
宮野 直敏様	宮野 秀信様	新 田

豊野町

寄附者	故人名	行政区
山口 絹子様	山口 正継様	中 間
蛇島 愛子様	蛇島チツル様	下 郷
福田 和子様	福田美智男様	上 安
里方 幸子様	里方 明 様	下 糸
織方 絹代様	益田トミエ様	下 巢
桑田 敏郎様	桑田 悦子様	下 郷

皆さまのご厚意に深く感謝申し上げます。進のため大切にに使わせていただきます。

なお、掲載内容は寄附者のご希望に沿って掲載しております。

■お詫びと訂正

4月号の寄附お礼の紙面にて誤りがありました。次のおり訂正しお詫び申し上げます。

松橋町

寄附者	故人名	行政区
正上杉 満 様	正上杉 和憲様	豊 崎
誤上杉 満 様	和憲様	豊 崎

個人寄附者の皆様へ

本会へのご寄附については、「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除を受けることができます。

受付時にお渡します「領収証」及び「証明書の写し」を確定申告時に提出してください。

※詳しくは税務署へお問い合わせください

宇土税務署 TEL 22-0410

相談コーナー

—ひとりで悩まず、まずご相談を—

高齢者相談

住み慣れた地域で安心して、いつまでも生活することができるように専門職が相談に応じます。

相談先：地域包括支援センター

TEL：25-2015

福祉法律相談

法律に関する問題でお悩みの方は、弁護士が無料で相談に応じます。(事前申し込みが必要です)

- 初めて相談される人を優先します。
- 現在係争中の事案など、相談内容によってはお受けできない場合があります。

期 日：6月17日(水)
 時 間：午後2時～4時30分
 場 所：豊野公民館
 受 付：5月21日から先着5件
 申 込 先：地域福祉課 TEL 32-1055

※7月は松橋町で開催予定です。

～総合相談センターからのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

～一時的な生活費をお貸しします～

貸付内容

- **貸付対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- **貸付限度額** 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内
- **相談・受付時間** 午前10時～午後4時（土、日、祝日を除く）
- **受付期間** 7月31日（金）まで

必要なもの

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類（給与明細等）
- 世帯全員が確認できる住民票（続柄記載、発行3カ月以内）、身分を証明できるもの、預金通帳、印鑑

問い合わせ

地域福祉課 総合相談センター TEL 27-9972 メール uki.sha-soudan@crest.ocn.ne.jp

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で 住居を失った方、失うおそれのある方へ

～住居確保給付金について～

離職等により住居を失っている方又は失うおそれのある方を対象として、原則3カ月間（状況に応じて最長6カ月延長可能）を限度に賃貸住宅等の家賃として住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立の支援を行っています。

※令和2年4月20日より、離職・廃業に至っていなくても、以下の要件に該当すれば支給の対象となります。

- ① 収入要件：1人世帯11.1万円 2人世帯15.5万円 3人世帯18.3万円
の上限を超えないこと。
- ② 資産要件：1人世帯46.8万円 2人世帯69万円 3人世帯84万円
の上限を超えないこと。
- ③ 求職活動要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

※支給額は賃貸住宅の家賃額になります。以下の上限額になります。

1人世帯3.3万円 2人世帯4万円 3～5人世帯4.3万円

※詳細については、事前に電話にてご相談ください。

問い合わせ

生活自立支援センター TEL 32-1135 FAX 27-9973 メール uki.sha-soudan@crest.ocn.ne.jp